

## 平成24年中小企業従業員採用支援事業への企業登録(最終通知)

雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、特に若年層の失業率は高い水準で推移しています。一方で平成22年1月に経済産業省が公表した雇用創出企業のように、採用意欲のある中小企業も多くありミスマッチが発生している状況にあるといえます。そこで元気な市工連傘下のものづくり企業等(募集職種は問いません。)とやる気のある若手人材との橋渡しを行うべく横浜市経済局が「横浜型若者就労支援事業」を実施。株式会社パソナが運営を受託して人材を募集し、社団法人横浜市工業会連合会が体験就業受け入れ企業(インターン実習)を募集してマッチングを図ります。

なお、登録募集は10月5日に一斉ファックスし、10社が登録済みですが今回最終のご連絡をします。

### インターン実習生受け入れ企業のメリット

#### 1 若手人材と出会える；10月25日現在22人(20代20人、30代2名、男性17人女性5人)

採用におけるミスマッチを防ぐため、インターン実習期間を通して双方で評価確認を行い、結果、中小企業にとって定着率の高い戦力的人材の確保と共に、求職者にとっても安定した雇用先の確保を目指します。

#### 2 新入社員研修の支援がある

ビジネスマナーやコミュニケーション能力、中小企業の特性への理解、意欲を持たせるための研修を実習生派遣前に行います。

#### 3 教育訓練費が支給される

実習受け入れ企業様には、教育訓練費として30,000円が支給されます。実習生の社会保険・給与等の負担もありません。(10営業日以上の実習受け入れ企業様が対象)

### 実習期間

(土曜、祝日勤務等は企業様の就業規定通り)

研修内容	月 日
一般研修(ビジネスマナーほか)	平成24年11月6日(火)～9日(金)
専門研修・企業プレゼン、マッチング面談	平成24年11月12日(月)～11月15日(木)
企業派遣実習(最長2か月間の派遣) 第1回	平成24年11月19日(月)～11月28日(水)
第2回	平成24年11月29日(木)～12月8日(土)
第3回	平成24年12月10日(月)～12月19日(水)
第4回	平成24年12月20日(木)～12月28日(金)
第5回	平成25年1月7日(月)～1月16日(水)
第6回	平成25年1月17日(木)～1月26日(土)
第7回	平成25年1月28日(月)～2月6日(水)
第8回	平成25年2月7日(木)～2月16日(土)

日程は目安です。実習は企業様、求職者の相互評価ですので、結果や意向によって大幅に変わります。この間の調整は、市工連が責任を持って行います。

原則は、実習生が希望する企業を一巡させ最終的に就職希望企業を決定しますが、企業様側に採用意向がある場合は実習生に伝えます。良い人材はその時点で採用が決まる場合があります。それ以降は派遣をいたしませんので徐々に実習生が減少していきます。

### 採用決定について

雇用条件・採用時期については、企業と本人との間で決定できます。

採用手続きについては企業が通常されている方法で行ってください。雇用奨励金該当者がある場合はハローワークの紹介等制約がありますのでご相談下さい。



申し込み締め切り日  
平成24年11月2日(金)

## 研修生受入れ登録票

平成24年 月 日現在

企業名			
代表者氏名			
住所	〒 -		
担当者氏名		TEL	
メールアドレス			
採用人員・業務内容 採用資格・経験等			
採用条件の予定 (採用者の年齢により差異が生じますので、新卒者等の目安で結構です。)	給料月額：		
	勤務時間：		
	休日：		
	休暇：		
	社会保険の加入： 健保 厚生 雇用 労災		
採用予定年月日	平成 年 月 日 ・ 合意後すぐに		
企業プレゼンの希望 (1社15分程度を予定)	あり(説明者氏名、役職名等； ) なし		
企業見学の可否	研修生20名程度の見学受け入れ 可 ・ 否		
その他(自由記載) ・企業のセルフポイント  ・応募者に求める資質 例：当社が期待する人材 (明るい、我慢強い等)			

この登録票は社団法人横浜市工業会連合会の保有する個人情報の保護に関する規程により、横浜型若者就労支援事業応募者のみに開示します。

問合せ先：(社)横浜市工業会連合会 電話：045-671-7051 FAX：045-671-7321  
提出先：E-mail sem@y-shikouren.or.jp (長島)  
soumu4@y-shikouren.or.jp (斎藤)